

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための  
 関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する  
 条例案要綱

担当課 総合政策局地方分権推進課  
 環境文化部環境企画課  
 保健福祉部生活衛生課

項 目	記 載 欄
案の内容	別紙のとおり
改正理由	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行に伴い、規定の整備を行う必要がある。
案と予算措置との関係	なし
備 考	

- 1 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正
  - (1) 知事の権限に属する事務のうち各市町村が処理することとしている事務から、次の事務を除くこととする。
    - ア 地方自治法に基づく字の区域の新設の届出の受理等の事務
    - イ 農地法に基づく農地に係る所有権の移転の許可等の事務
  - (2) 知事の権限に属する次の事務を処理することとしている市町村から、市を除くこととする。
    - ア 墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地の経営の許可等の事務
    - イ 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地を譲渡しようとする場合の届出の受理等の事務
  - (3) 知事の権限に属する事務のうち新見市が処理することとしている事務から、次の事務を除くこととする。
    - ア 騒音規制法に基づく騒音について規制する地域の指定等の事務
    - イ 悪臭防止法に基づく規制地域の指定等の事務
    - ウ 振動規制法に基づく住居が集合している地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認めるものの指定等の事務
    - エ 環境基本法に基づく騒音に係る基準の類型を当てはめる地域の指定の事務
    - オ 社会福祉法に基づく社会福祉法人の定款の認可等の事務
  - (4) 知事の権限に属する事務のうち特定の市町村が処理することとしている事務から、次の事務を除くこととする。
    - ア 身体障害者福祉法に基づく身体障害者相談員の委託の事務
    - イ 知的障害者福祉法に基づく知的障害者相談員の委託の事務
    - ウ 母子保健法に基づく低体重児の届出の受理等の事務
    - エ 母子保健法施行規則に基づく知事に提出すべき書類の受理又は知事が交付する書類の交付の事務
  - (5) 知事の権限に属する事務のうち岡山市及び倉敷市が処理することとしている事務から、毒物及び劇物取締法に基づく業務上取扱者の氏名の届

出の受理等の事務を除くこととする。

(6) 水道法に基づく専用水道の布設工事の設計が施設基準に適合することの確認等の事務を処理することとしている市町村から、高梁市を除くこととする。

(7) 知事の権限に属する事務のうち倉敷市が処理することとしている事務から、工場立地法に基づく特定工場の新設の届出の受理等の事務を除くこととする。

(8) 駐車場法に基づく路外駐車場の設置の届出の受理等の事務を処理することとしている市町村から、都市計画区域をその区域に含む市を除くこととする。

(9) 知事の権限に属する事務のうち特定の市が処理することとしている事務から、次の事務を除くこととする。

ア 都市計画法に基づく市街地開発事業等予定区域内における建築物の建築の許可等の事務

イ 都市計画法に基づく都市計画施設の区域内の土地の指定等の事務

ウ 都市再開発法に基づく市街地再開発促進区域内における建築物の建築の許可等の事務

(10) 都市計画法に基づく都市計画施設の区域内における建築物の建築の許可等の事務を処理することとしている市町村から、都市計画区域をその区域に含む市及び瀬戸内市を除くこととする。

## 2 墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正

墓地等の経営の許可等に関する意見の徴取等の対象から市長を削除する。

## 3 公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部改正

保健所を設置する市にあっては知事を市長と読み替える規定を削除する。

## 4 その他規定の整備を行う。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律  
の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年岡山県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の七の項中「及び次項」を削り、同表中八の項を削り、九の項を八の項とし、十の項から二十の項までを一項ずつ繰り上げ、同表の二十一の項中「各市町村(岡山市及び倉敷市を除く。)」を「各町村」に改め、同項を同表の二十の項とし、同表中二十二の項を二十一の項とし、二十三の項を削り、二十四の項を二十二の項とし、二十五の項を削り、二十六の項を二十三の項とし、二十七の項を二十四の項とし、二十八の項及び二十九の項を削り、三十の項を二十五の項とし、三十一の項から四十一の項までを五項ずつ繰り上げ、四十二の項を削り、同表の四十三の項中「法及び」を「身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号。以下この項において「法」という。 )及び」に改め、同項を同表の三十七の項とし、同表中四十四の項を三十八の項とし、同表の四十五の項中口からリまでを削り、又をロとし、ルからレまでをハからリまでとし、同項ソ中「レ」を「リ」に改め、同ソを同項又とし、同項を同表の三十九の項とし、同表の四十六の項中「五十三の項及び五十四の項」を「四十六の項及び四十七の項」に改め、同項を同表の四十の項とし、同表の四十七の項中サからユまでを削り、同項を同表の四十一の項とし、同表中四十八の項を四十二の項とし、四十九の項を四十三の項とし、五十の項を削り、五十一の項を四十四の項とし、五十二の項から六十六の項までを七項ずつ繰り上げ、六十七の項を削り、六十八の項を六十の項とし、六十九の項から七十四の項までを八項ずつ繰り上げ、同表の七十五の項中イを削り、ロをイとし、ハからへまでを口からホまでとし、同項ト中「ロ、ニ及びホ」を「ハ及びニ」に、「ヌ」を「リ」に改め、同トを同項へとし、同項チ中「ロ、ニ及びホ」を「ハ及びニ」に、「ヌ」を「リ」に改め、同チを同項トとし、同項リ中「ロ、ニ及びホ」を「ハ及びニ」に、「ヌ」を「リ」に改め、同リを同項子とし、同項又中「ロ及びニ」を「イ及びハ」に改め、同又を同項リとし、同項ル中「ロ及びニ」を「イ及びハ」に改め、同ルを同項又とし、同項を同表の六十七の項とし、同表中七十六の項を六十八の項とし、七十七の項から八十二の項までを八項ずつ繰り上げ、同表の八十三の項中「市町村(岡山市及び倉敷市を除く。)」を「町村」に改め、同項を同表の七十五の項とし、同表中八十四の項を七十六の項とし、八十五の項を七十七の項とし、八十六の項を七十八の項とし、同表の八十七の項中「から九十一の項まで」を「及び次項」に改め、同項を同表の七十九の項とし、同表の八十八の項を削り、同表の八十九の項中「市町村(岡山市及び倉敷市を除く。 ) 瀬戸内市」を「

町村」に改め、同項口中「第四十二条第二項」を「第五十二条の二第二項」に改め、同項を同表の八十の項とし、同表の九十の項を削り、同表の九十一の項中イからヲまでを削り、ワをイとし、同項力中「第六十二条第一項及び第二項」を「第六十二条第二項」に改め、同力を同項口とし、同項中ヨをハとし、タからウまでをニからヲまでとし、同項を同表の八十一の項とし、同表の九十二の項(31)、(33)及び(60)中「個人施行者、組合及び再開発会社に係るものに限る」を「市のみが設立した地方住宅供給公社に係るものを除く」に改め、同項を同表の八十二の項とし、同表の九十三の項中「各市町村(岡山市、倉敷市、新庄村、奈義町、西粟倉村)を「各町(奈義町)」に改め、同項を同表の八十三の項とし、同表中九十四の項を八十四の項とし、九十五の項から九十九の項までを十項ずつ繰り上げる。

別表第二の五の項中「三十四の項」を「三十三の項」に改め、同表の六の項中「(昭和二十二年法律第六十四号)」を削り、同表の二十二の項中「(昭和三十九年法律第二百二十九号)」を削る。

第二条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一の四十一の項中「(主たる事務所が当該市町村の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が二以上の市町村の区域にわたるもの(イからネまでに係るものに限る。))及び社会福祉法人健康の森学園に係るものを除く。」を削り、同項中イからネまでを削り、ナをイとし、ラからアまでをロからタまでとし、同表の四十三の項中「高梁市」を削り、同表中四十八の項を削り、四十九の項を四十八の項とし、五十の項から九十一の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第二中二十九の項を削り、三十の項を二十九の項とし、三十一の項から三十四の項までを一項ずつ繰り上げる。

(墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正)

第三条 墓地等の経営の許可等に関する条例(昭和六十二年岡山県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「第五十二条第三項若しくは第五十三条第一項」を「第五十九条第一項」に改める。

第十条第二項第一号及び第五号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第二十八条(見出しを含む。)中「市町村長」を「町村長」に改める。

(公衆浴場法施行条例の一部改正)

第四条 公衆浴場法施行条例(昭和三十一年岡山県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号ホ中「(保健所を設置する市にあつては、市長。第十一条を除き、以下同じ。)」

を削る。

(旅館業法施行条例の一部改正)

第五条 旅館業法施行条例(昭和四十五年岡山県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号イ中「じゆうぶんな運輸を行なう」を「十分な運輸を行う」に改め、同条第二号イ及び第三号イ中「配ぜん室」を「配膳室」に改め、同号二中「ふとん」を「布団」に、「まくら」を「枕」に改め、同号ホ及びヘ中「水栓<sup>せん</sup>」を「水栓」に改め、同条第四号ワ(五)中「すべて」を「全て」に改め、同号タ中「(保健所を設置する市にあつては、市長)」を削り、同条第五号中「こえて」を「超えて」に改める。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一の四十七の項の改正規定(サからユまでを削る部分に限る。)、同表の九十二の項の改正規定(同項(31)、(33)及び(60)中「個人施行者、組合及び再開発会社に係るものに限る」を「市のみが設立した地方住宅供給公社に係るものを除く」に改める部分に限る。)及び別表第二の改正規定に限る。)及び第三条(墓地等の経営の許可等に関する条例第二十八条の改正規定を除く。)の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 平成二十五年四月一日

改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第五号)の施行に伴い、規定の整備を行う必要がある。